

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）	1
電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）	7
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百三十号）（抄）	8

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金） 第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号） 第一百五条の三第二項に規定する交付金 二 地域自主戦略交付金 三 社会資本整備総合交付金</p> <p>（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間） 第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。</p> <p>（主務大臣の意見の提出期間） 第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。</p> <p>第十条・第十一条 （略）</p> <p>（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間） 第十二条 （略）</p> <p>2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。</p> <p>第十三条 （略）</p>	<p>（法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金） 第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目の経費の支出によるものとする。 一 地域自主戦略交付金 二 沖縄振興自主戦略交付金 三 社会資本整備総合交付金</p> <p>第八条・第九条 （略）</p> <p>（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間） 第十条 （略）</p> <p>2 第八条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。</p> <p>第十一条 （略）</p>

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間)

第十六条 (略)

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十七条 第十三条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

第十八条・第十九条 (略)

(報告書についての環境大臣の意見の提出期間)

第二十条 法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

(報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間)

第二十一条 法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。

(都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例)

第二十二条 法第三十八条の六第一項又は第二項の規定

(環境大臣の意見の提出期間)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

(免許等を行う者等の意見の提出期間)

第十四条 (略)

(法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等)

第十五条 第十一条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

第十六条・第十七条 (略)

(都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例)

により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第九条の規定の適用については、同条中「法第三条の六」とあるのは、「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の六」とする。

第二十三条 法第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第十条から第二十一条までの規定の適用については、第十条第一項中「法第十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十二条第一項中「適用される法第十条第四項」と、第十三条第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、法第六条第一項とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十六条中「法第二十四条」とあるのは「法第二十四条」と、第十七条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十八条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第

第十八条 法第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第八条から前条までの規定の適用については、第八条第一項中「法第十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十条第一項中「法第二十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」と、第十一条第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、法第六条第一項とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十四条中「法第二十四条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条」と、第十五条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十六条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により

二項及び第四十三條第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一條第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、同條第二項中「法第三十一條第二項」とあるのは「法第四十條第二項及び第四十三條第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一條第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、第二十一條中「法第三十八條の五」とあるのは「法第四十條の二の規定により読み替えて適用される法第三十八條の五」と、別表第二及び別表第三中「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する都市計画対象事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「都市計画対象事業が実施されるべき区域」とする。

第二十四條・第二十五條 (略)

(対象港湾計画に関する手続)

第二十六條 第十二條第一項の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第二十條第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第十條第二項の規定は、前項において準用する第十條第一項ただし書の規定により期間を定めた場合に於いて準用する。この場合において、第十條第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 7 (略)

読み替えて適用される法第三十一條第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、同條第二項中「法第三十一條第二項」とあるのは「法第四十條第二項及び第四十三條第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一條第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、別表第二及び別表第三中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」とする。

第十九條・第二十條 (略)

(対象港湾計画に関する手続)

第二十一條 第十條第一項の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第二十條第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第八條第二項の規定は、前項において準用する第十條第一項ただし書の規定により期間を定めた場合に於いて準用する。この場合において、第八條第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 7 (略)

(法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等)
第二十七条 第十八条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

(削る。)

(法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等)
第二十二條 第十六條の規定は、法第五十四條第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十六條第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

(法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更等)

第二条 第十六条の規定は、法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十六条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

(法附則第三条第一項第三号の国の計画)

第三条 法附則第三条第一項第三号の国の計画で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）
第四条第一項に規定する基本計画

(削る。)

(削る。)

別表第二(第十三条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十八条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 変更の要件
(略)	(略)	(略)

別表第四(第十九条関係)

(略)	(略)
-----	-----

二 土地改良法第八十七条又は第八十七条の二に規定する土地改良事業計画(農林水産大臣が定めるものに限る。)

(この法律の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更)

第四条 法附則第三条第三項の政令で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

別表第二(第十一条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 修正の要件
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十六条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない 変更の要件
(略)	(略)	(略)

別表第四(第十七条関係)

(略)	(略)
-----	-----

改正案	現行
<p>（環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え） 第六条 法第四十六条の二十二の規定による特定事業者 に対する環境影響評価法（平成九年法律第八十一号） の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表の とおりとする。</p> <p>（環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的読 替え） 第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行令 （平成九年政令第三百四十六号）第十条第二項（同令 第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規 定の適用については、同令第十条第二項中「事業者」 とあるのは、「経済産業大臣」とする。</p>	<p>（環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え） 第六条 法第四十六条の二十一の規定による特定事業者 に対する環境影響評価法（平成九年法律第八十一号） の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表の とおりとする。</p> <p>（環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的読 替え） 第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行令 （平成九年政令第三百四十六号）第八条第二項（同令 第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定 の適用については、同令第八条第二項中「事業者」と あるのは、「経済産業大臣」とする。</p>

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百十号）（抄）（附則第三項関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第 二条第二項に規定する第一種事業（以下この条におい て「第一種事業」という。）又は同法第二条第三項に 規定する第二種事業（以下この条において「第二種事 業」という。）となる事業であつて、この政令の施行 の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事 業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一 種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。 ）については、同法第二章から第九章までの規定は、 適用しない。</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第 二条第二項に規定する第一種事業（以下この条におい て「第一種事業」という。）又は同法第二条第三項に 規定する第二種事業（以下この条において「第二種事 業」という。）となる事業であつて、この政令の施行 の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事 業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一 種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。 ）については、同法第二章から第七章までの規定は、 適用しない。</p>